

指定申請について

1 指定の意義

安城市内において地域密着型サービス（介護予防も含む。）の事業を行うには、介護保険法に基づく安城市長の指定を受ける必要があります。

2 指定要件

- (1) 申請者が法人であること
- (2) 従業者の人員及び設備の基準を満たすこと
- (3) 役員等が欠格事由に該当しないこと
- (4) 事業予定地、建物で実施したい事業の展開が関係法令上可能であること

3 指定基準

指定基準は、「安城市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」で規定されていますので、ご確認ください。

4 指定方法

申請による指定を行うサービス	公募による指定を行うサービス
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
(介護予防) 認知症対応型通所介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
夜間対応型訪問介護	
地域密着型通所介護	

※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所については、公募による採択が必要となります。

5 指定申請手続きの流れ

指定申請 2か月前から	1 事前相談 (1) 事業者からの指定基準等に関する質問に対する応答 (2) 図面相談（建物新築、改修にあたって建築図面で確認）
	2 申請 (1) 申請書類のチェック ※申請時点で、必要な人員が確保できていること、基準に適合した建物設備等が確保されていること
	3 受理 (1) 安城市地域密着型サービス運営委員会開催月の前々月末日締切。 末日が閉庁日の場合は直前の閉庁日

委員会開催月まで	4 審査 (1) 申請書類を再確認（必要に応じて補正） (2) 現地確認
	5 指定に関する意見聴取 (1) 指定について安城市地域密着型サービス運営委員会に諮る
指定月	6 指定 (1) 指定通知書の送付 (2) 公告